

## ユビキタスネット社会憲章（前回WG版）へのご指摘

### 全体に渡るご指摘

（全体の構成について）

#### 守安構成員のご指摘

・「自由で多様な情報流通」と「安全・安心な情報流通」が互いに影響を深く与えているのではないか。

#### 岡村構成員のご指摘

・「自由で多様な情報流通」と「安全・安心な情報流通」が互いに対立し調和を要するという面もあれば、逆に互いをベースとして両立するという面もある。

#### 新美座長代理のご指摘

・「自由で多様な情報流通」と「安全・安心な情報流通」の単純な二項対立という分類でよいか疑問。

#### 佐野構成員のご指摘

・章立てではなく、各条文を並列させた方がよい。

#### 堀部座長のご指摘

・ある程度総括した表現がないと、逆に理解しにくい。

#### 脇浜構成員のご指摘

・自由で多様である、安全で安心である、といった二項の分け方は直感的に分かりやすい。

（各条文の主語について）

#### 田島構成員のご指摘

- ・政府の対応、民間事業者の対応、一般国民への呼びかけ等、様々なものが包括的に憲章に含まれており、分かりにくい。それぞれ分類すべきではないか。
- ・主語を「我々」として内容を総括的とするか、章立てを主体別として克明にするかのどちらかにすべき。

#### 新美座長代理のご指摘

・憲章は人がこのような権利を享受することができる、というような書き方をするものであるから、主体を明示するのは二次的な問題というスタンスで良いのではないか。

## 個別具体的なご指摘

### 佐野構成員のご指摘

#### 前文

##### (第一段落)

- ・ 原動力である。 原動力となり得るものである。
- ・ 文化面での変革はまさに革命的なものであり、 文化面への影響は目を見張るものがあり、

##### (第二段落)

- ・ 技術革新の流れをさらに進化させていくことにより、  
技術革新の流れをすべての人が権利や利益を平等に享受できる方向へと進化させていくことができるならば、
- ・ 視野に入りつつある。 可能となる。

##### (第三段落)

- ・ 共有し、創造すること 共有し、「安全・安心な生活」を創造すること
- ・ である。このユビキタスネット社会 を意味する。このユビキタスネット社会

##### (第四段落)

- ・ 理解し、認識するような社会 理解し、認識できるような社会

##### (第五段落)

- ・ 産官学民すべての人に対し、 すべての人に対し、

#### 第一条

- ・ 地域的な情報格差 地域的・年齢的な情報格差
- ・ 知識を利用できるようにする  
知識を入手したり、発信者の権利を犯さない範囲で利用できるようにする
- ・ 内容が多数に 内容が発信される可能性が判明したり、多数に
- ・ 場合、これに対抗する 場合、これを防止したり、これに対抗する

#### 第四条

- ・ 機会確保に努めるべきである。 機会が確保されるべきである。
- ・ 資する知識の増進を 資する知識・資質の増進を
- ・ 簡単に機器をサービスを利用 簡単に機器やサービスを利用
- ・ ユーザーインターフェースの (分かりやすい言葉にする)

#### 第五条

- ・ 撮影されない自由を有する 撮影されない権利を有する

#### 第六条

- ・ するとともに、これを するとともに、事業者はこれを
- ・ 促進するとともに、高度な 促進するとともに、政府や事業者は高度な
- ・ 促進するとともに、違法性の 促進するとともに、事業者は違法性の

#### 第八条

- ・ これを速やかに公開するものとする。 これを速やかに公開しなくてはならない。

#### 第九条

- ・ 妨げることのないよう、柔軟な制度整備を  
妨げることのないよう、すべての人が安心して利用するための権利の実現を目指しつつ、柔軟な制度整備を

## 井崎構成員のご指摘

### 第五条

- ・第3項

撮影機器の利用に関してだけ、具体的に記述し過ぎている。利用者の許諾無しに、個人の行動履歴（何にアクセスしたか、買ったか）や個人のプロフィール（属性や写真、声、指紋・・・）が利用されてはならないことを記述される方がより広く捉えられる。

### 第七条

- ・第1項、第2項

主体を記述した方が分かりやすい

- ・第2項

「違法性の高いファイル交換等」の記述について、P2P等のファイル交換技術そのものが違法という見方は未確立。「違法なコンテンツ複製」を誘発するような技術の開発とした方が適当。

### 第八条

- ・第2項～第4項

主語は、1項と同じ「ユビキタスネット社会の全ての主体」か。

- ・追加 以下の項(例)を追加

（著作権の尊重）

ユビキタスネット社会のすべての主体は、コンテンツの利用に当たっては、著作権者の許諾なしで違法に複製を行わないなど利用者としてのモラルの向上に努めなければならない。

### 第九条

- ・第1項

サイバー社会という異なる社会が存在するものではなく、サイバー社会は現実社会を構成する部分。サイバー社会でも現実社会の倫理や法律はそのまま適用される。ツールや方法が異なっているだけで本質的な社会規範は不変。